

# 東京都マンション再生法容積率等許可に係る建築物の高さ等誘導指針における 屋外広告物の設置に関する基準

制 定 平成 27 年 3 月 31 日  
26 都市建企第 1263 号  
最終改正 令和 8 年 3 月 26 日  
7 都市建企第 1441 号

## 第 1 目的

本基準は、東京都マンション再生法容積率等容積率等許可に係る建築物の高さ等誘導指針（平成 27 年 3 月 27 日付 26 都市建企第 1233 号。以下「高さ等誘導指針」という。）第 5 マンション再生法容積率等許可制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する屋外広告物及びその他これに類するものの設置に関する具体的な基準を定めるものである。

## 第 2 用語の定義

本基準において使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、東京都マンション再生法容積率等許可要綱（平成 27 年 3 月 27 日付 26 都市建企第 1204 号。以下「許可要綱」という。）、高さ等誘導指針及び東京都景観計画（平成 21 年 4 月都市整備局改定）において使用する用語の例による。

## 第 3 屋外広告物を設置することができる計画建築物等の低層部の範囲

高さ等誘導指針に規定する屋外広告物及びその他これに類するものを設置することができる計画建築物等の低層部の範囲は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 100 号）、東京都景観計画に定める景観形成基準その他の規定により設置の制限を受ける場合を除き、計画建築物の地上 3 階までの部分又は地盤面から 10m 以下の部分とする。ただし、人工地盤やデッキが設置されている場合などは、周囲の状況により個別の判断ができるものとする。

## 第 4 計画建築物等の低層部以外に屋外広告物を設置する場合の基準

高さ等誘導指針第 5 マンション再生法容積率等許可制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する原則を適用せずに、計画建築物等の低層部以外の場所に屋外広告物及びその他これに類するものを設置する場合は、当該屋外広告物及びその他これに類するものは、表 1 に定める基準に適合するものでなければならない。

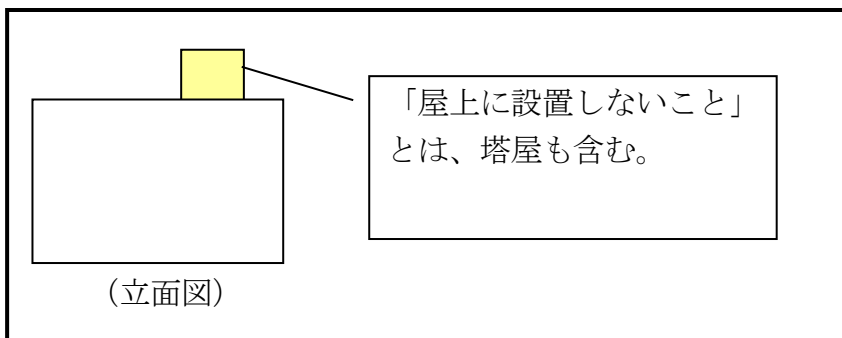
表 1

設置可能な屋外広告物の種類	設 置 基 準
ビルの名称、店名又は商標	(1) 屋上に設置しないこと。

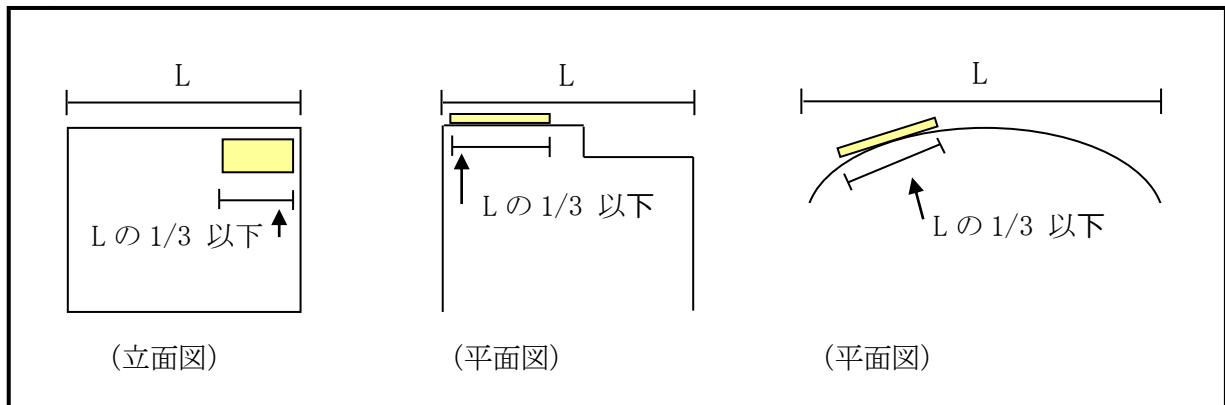
<p>を表示するもの</p>	<p>(2) 光源を使用する場合は、間接照明（白色の光源を用いた内照式のものを含む。）とすること。ただし、光源が点滅しないものとする。</p> <p>(3) 壁面を使って投射するものではないこと</p> <p>(4) 文字や商標の大きさについては、次のとおりであること。  ア 高さ：最大部分が3mを超えないこと。  イ 長さ：表示する壁面の幅の概ね1/3以下とすること。</p> <p>(5) 色彩は単色（縦3m×横3m以内の商標を除く。）で、外壁と調和した色合いであること。</p>
----------------	---

(備考)

(設置基準(1)の参考図)



(設置基準(4)イの参考図)



附則（平成27年3月31日付26都市建企第1263号）

1 本基準は、平成27年4月1日から適用する。

附則（令和8年3月26日付7都市建企第1441号）

1 本基準は、令和8年4月1日から適用する。